

て、いわゆる市の財政能力という形で考えられるわけですが、全国的に平均が
やはり八二%程度でござります。自治省ですと七〇%から八〇%の間で抑えろと、いろいろこ
とでいろいろ言われております。現在全国的に都市の平均といたしまして八二%程度で
ござります。福生市を申し上げても、五十二年度の時点においては八二七%ぐらい、それから
五十三年度現在、二号補正の段階で試算をいたしますと八二四%、若干下がるといふよう
に計算になります。昭和六十一年時点に比べると、このことになりますと、これは今後緊急
に非常に大きな事業が入ってくるという事、いまアサノボールの関係につきましても一応、
いまだ御質問がござりましたが、このものについては若干変更があると思っておりますけれども、
いまの時点で試算をいたしまして八三%に相なるかと思っております。税金につきましては、
いわゆる例年一般財源の補正といたしまして、常に大きな分野を占めます税金については
毎年一四%ぐらいの伸びを見まして、六十年では約五十六億円ぐらいの税金を見込んで
おります。非常にその中で財源の方で不正確と申します、見通しはつづいて、いろいろなもの
につましては御案内のとおり交付税がござります。需要額と収入額との関連でどう
してもこれはやはり見通しはつづいて、ということにござります。これらにつましては、
平年度化された形で積算をして、いた、と思っております。これは経常収支率の関連でござい

ます。それから公債比率でござりますけれども、これにつましては一応市長はつづいて
つと触れましたように、都下の二十六市としては非常に数字的にはよくて、都の中までも
というふうなことがあります。今後、やういふ事業をやろうと、やういふ、われわれも
できるだろ、公債比率には留意していかねばならぬ問題だと思っております。で、六十年
を一応想定をいたしまして、私どもで実際に試算したものが約一一二%ぐらい、というふう
な数字に相なります。ピークは五十六年時点で一二一%前後と、このように見通しをもち
ております。それから六十年におきましては、税金その他の伸びと、この五十三年度の時期
で試算してみると一応一一二%、ずれにいたしても低ければ低いわけではござい
まして、これらにつましては十分留意をして、いた、というふうに考えております。

それから後、財政力指数の関係でござりますけれども、いわゆる、その市の財政基盤
が強い弱い、その一つのバロメーターと、いうふうな形で出されておりますが、これにつ
いては五十一年度の全国的な地域によりまして〇・六と、いうふうな数値が一応示されてお
ります。福生市の場合どうなのかと申しますと、五十一年度から三年度の平均をとりますと、現在
〇・六五、〇・六六と、いうふうな数値に相なります。これも将来的に見方をいたしまして、
六十年にどう変化するか、ということ概算してみただけでござります。これについては、

変更がたいんじやないかと。〇・六ぐらいの数字の範囲でいけるんではないかと、いふふうな感じをもっております。したがって、将来的に見ましても、公債比率は将来、各市はどうなりますかわかりませんが、いまの時点では若干良の方、これは現在全国的に見ました九・何％——一〇％をちょっと下けるような数値だと言っておりますが、それから比較いたしましたら、将来的には案じやないかと、いふような数値になります。

以上、私の方で関連いたしました点につきまして御答弁申し上げます。

なお、これらにつきましては十分全般的に見まして、いま御質問がありました点につきまして、概括的に十分財政問題に取り組むという点で留意をしながら、今後の財政運営に当たって、いきたいといふふうに考へております。

以上でござります。

○建設部長(斎藤多市君)

御質問の都補助金のうちの建設関係の補助金につきまして、先般新聞報道を見まして私も心配しておるわけでございますが、現在までの経緯等につきましては御答弁申し上げます。

まず、土木関係では交通安全施設の中で現在六百十九万円の内示交付決定をいたしまして、すでに工事着手しておるわけでございますが、これについては今回の削減の対象には

なっていないようでございます。

さらに道路関係では補助金三百万円、これも交付決定をいたしております。これについても該当がたいといふふうな情報も来っております。次に下水道

関係につきましては、事業費一億三千五百万円に對しまして補助率三分の一の四千五百万円が補助金として当初予算に計上してあるわけでございますが、現在交付決定をいたしているのが二千八百八十七万六千円、これにつきましてはすでに工事に着手しておりますが、下水道関係につきましてはこれらも含めてこの削減対象になっておるといふようなことでございまして、担当の財政当局と折衝中だといふような情報も来っております。それから区画整理関係につきましては、五十三年度の交付金につきましては、御承知のように交付金は前年実績に伴うものが五十五年入ってくるという形になっておりますので、五十三年度加美平分八千万円、東口分七千万円につきましては今回の削減に該当しない。来年度以降のものについて当然その削減対象に該当すると思われませんが、これらにつきましては現在新都市建設公社が東京部と折衝中でござりますので、近日中にこれらについても検討をしたいと思っております。

○総務部長(上野重勝君)

アサノポールの買収問題について御答弁申し上げます。

まず買収の年月日でございますけれども、七月十三日に登記が完了し七月十四日に支払いが完了いたしております。この金は埼玉銀行からの融資によるものでございまして、その年利

率は六・七％でございます。それから買収を早めた原因につきましては、これは公託法に基づきまして買収でございますので、六十日以内に東京都の方に契約が成立した旨の報告をしななければなりません。したがって契約を急ぐんだということと、それからその契約をするためには先ほどもちょうと触れましたが金融機関、かなり多額の抵当権設定がなされておまして、それを解除しないと金融機関との承諾が得られな、というふうな関係でございます。契約については早めました。それから金額につきましては先ほど申し上げましたような事情で払い込んでございます。

それから西側のすみの方に東京都の水道局の本拠でございますけれども、これにその用地の中には含まれておりません。ただ全体的に利用するについては、この変電所をどうするか、ということも若干問題に付るところでございますけれども、建物の部分を除いて水槽が設置されている部分につきましては、東京都の方でそれを何らかの代替措置を講じてくれるならば場所を提供してもいい、というふうな話は承っております。

それから私道の問題ですが、これはすでに市道として認定がなされてございまして、ただ、買収が長引く中で、この契約の中で地主との間に買収をして市の方に寄付をするというところで契約ができております。それから、高柳工務店ですが、これは大変話が振出しに

戻りまして、三月の時点で高柳工務店があの場所を買収をして分譲住宅を建てたいという話が進んでまいりまして、もうありますと国土開発法に基づきまして一千平方メートル以上は都知事の認可が必要である、そのために市の方に、三月の時点でこの認可の申請がなされたという関係で高柳工務店と、この連絡ができております。

以上がアキノポールの買収の関係でございます。

それから次の各井は職員研修の問題でございますが、五十二年度の職員研修、これは組織内研修とそれから自治大学への研修、それから保育所の研修と、それから東京都の市町村研修所を通じて行う研修と、この三段階でございます。いわゆる市役所内で実施いたします組織内研修といたしましては四回実施をいたしております。第一回は新規職員の職員研修、これは十六人を対象に二日間、それから現業職員の研修が対象が六十九人でこれが一、二日、それから保育所の職員の研修が一、二日、それから中堅職員の研修が八十二人を対象に二日間、それからさらに管理職の研修もこの間に一回行つてございます。それから自治大学の方へは三月を区切りといたしまして、五十二年度では三人を派遣をいたしております。それから市町村研修所の研修につきましては一般研修が七回、それから専門研修が十二回行われております。その対象の人員はそれぞれ二百名程度で行っております。

大変難敷でございますが、答弁いたします。

○市民部長(生子国利君)

それでは私の方から窓口の先ほどの御質問の戸籍とそれから印鑑証明の問題でございますが、昼休み窓口に行ける物としては、これは専門的の職員が全部配置されてゐるわけではなくて、いわゆる市民課を中心とした職員でございます。戸籍等につきましては非常に内容的にむずかしい問題でございます。即出せるものについては戸籍の謄抄本で、現在登録してあるものについては即出せる。しかし、いろいろ届けにあって、氏名の変更、あるいはその他内容記載を変更するということになるものは非常に専門化されておりますので、これは担当官においても即に出せるものではなくて、時間的にも二、三日は十分かかるわけでございます。そのようなことで慎重を要するために戸籍については登録してあるものについては即交付して、印鑑証明につきましては登録されてあるものについてはこれはそのまま原本によつて交付できますけれども、ただ改印だとか、それから氏名の変更、住所の変更、それからいろいろ印鑑証明の関係につきましては現在昼休み中は行っておりません。それだけに、むしろ内容的なものについては、一時の専門職員をもうけ、いろいろふりにまわして、恐らく御質問の点の件につきましては、そういう内容の点におい、私の方から御答弁申し上げたいと思つておるんですが、十分その点、気をつけて、また

いと思つております。

それから、し尿の関係でございますが、これはし尿浄化槽と、それからくみ取りたの水流便所です。これにつきましては料金は徴収しております。したがって一般のし尿のくみ取りについては無料でございまして、そのように関連から恐らく料金の徴収がなされたんじゃないかと思つて、一般のくみ取りにつきましては一回以上でもたのび小まの場合におきまして二回行つてゐる場合もございますが、これは無料でやっております。したがって御指摘の点につきましては、恐らく水洗便所のくみ取りであつたのではないかと、いろいろ考へます。

以上です。

○三番(原田生也君)

ある程度細かく御答弁いただいたんですが、ちやうと私、市長に一言言いたいの付、いま市長は起債の点に關しては余り細かく出すと不都合の問題が起つてくると、これは私にどうも起債というの付公に出して、いろいろかわらず公に出すと不都合が起ると、いろいろ私に付ちやうと納得ができて、その点について一言市長にお尋ねいたします。それから資料は部長が先ほど会期末までには出すと言つたから、それで私は結構だと思つております。

それからアサノボールの問題が、そういう契約の中に、けつかりこつち市道として寄付するのと、それからけつかり契約書の中にうたわれてゐるかどうか。それから、そのアサノボールの問題で

大變り金額を出して買っているわけですから、支払の時期であるとか、あるいは、もう少し検討する必要があったのでないかと、たとえばこの約六億円近い金に三ヶ月かけて、これでいいますと十二月に整理しますと約五ヶ月ぐらい先に金を払ったことになる。これに対して約五億六千万円からの金額の利息というものが五ヶ月分では相当の金額にのぼるのではないか、この点についてやはり検討する余地があったのではないかと、この点をお伺いしたいと思ひます。

それから冷房の問題はできるだけ早い時期にお願ひしてこれはやっていただきたい。

それと行財政プロジェクトチームについてですでに消滅してしまつたと、そして新たに各部でいろいろやせ。バレートでやっている。やはりもう少し効率率の上がるようにやっていたらたい。これは要望しておきます。特に最近では財政硬直化ということが慢性化してしまひ、全然、余り硬直の中の安定というところもあるんじゃないかと、それで口では大變り大變りだと言っているけれども、実際にはそれほどこれに対する手当が足りないのではないかと、この点について完全に消滅させるものはいけれども、しかし、やはり成果が上がるための消滅を考へるべきではないか、これは要望しておきます。

それから職員の仕事の問題についていろいろと研修が行われているということですが、い

うう、われわれもその公務員としてあつてはいろいろうわさとして耳にするわけですが、ですからその点ではやはり、ううものも市長の耳にもある程度入つていふと思ひますけれども、そういうことが、やはり、うううわさが出ないようになつて管理、監督をしていただきたいと思ひます。それで一つは現在契約の窓口は名刺入れであつて、そして業者は、この名刺を入れている。この前の、いつかの議会で、業者を中へ入れたい、ということでも名刺入れを置いてたのです。名刺入れの中へ名刺を入れて、それから中の各部課長の所へ名刺を並べていく。部課長の方もこの名刺を整理するのも大變りやないかと思ひます。この点について名刺入れがあるのに、なぜ中まで又入れて名刺を取り入れるのか、その点についてひとつ答弁をしていただきたい。

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

私の起債の点につきましては答弁が少し足りませんで申しわけございません。実はさういふことではございません。私たちが、昭和六十一年ぐらいのことまで交渉していろいろございまして、

いろいろ交渉しております。そのうちでできないうものもございまして、できるものもあるわけではございません。その場合に、たとえば防衛施設庁にいたしますと、指定の決まつたものであるが、あるいは法律の第三条です。あるいは法律の第九条です。使くと、いろいろのものによつてみん

なその補助金の率が違ふわけでございます。大変違ふのでございます。さういふことで、交渉の過程におきまして、まだ決定の二年ばかり前まではどの法律を適用するかわからないうわけでございます。そこで余りにその先のことを一つの試算といたしますと、さういふ交渉のうちに私たちにするとどうも少しぐあひが悪いと、さういふことを実は申し上げたわけでございます。市民関係ではございませんで、その点ひとつ申しわけないうでございしますが、御了承賜りたいと思ひます。

それから職員の綱紀につきましては、これは大変ありがたい御質問でございます。これは本当に私自身の問題でございますので、重々引き締めてまいりたいと思ひます。心からお礼を申し上げます。

それから冷房につきましては、もちろんお約束のように又議会とも御相談を申し上げます。いりたいと思ひます。

その他につきましては担当より申し上げます。

○総務部長(上野重勝君) アサノポールの市道の問題につきましては、契約書に明確に記載をされてございます。

それから、いま一つは業者が事務所の中へ立ち入る問題について、前回さういふ御指摘

がございしたので、私どももさういふ知恵をしぼりまして、入り口に大きく掲示をいたしまして「中へ入っては困ります。さういふ名刺はこれに入れてください」という掲示を二カ所市役所の中へしたんです。ところが、実際には契約、事務手続など、あるいは又工事の打ち合わせ等でも業者がどうしても中へ入らねばならぬ場合でございます。ところが、それと関連する人、あの人も入らねばならぬと、さういふことを考えながらだろうと思ひますが、やはり特に業者が中に入つて来るということが現実にはございます。私どももそれが大変好ましくないことだといふふうに考へておきまして、なるべく受け付けられないようにして、来てもらつて見をしてゐるんですが、好ましいことではないので、なお部内にその旨を徹底をさせて、又、丸リに入つて来る業者につきましては、一々説得をいたしまして、なるべく入つて来ないようにしていきたいと思ひます。

○三番(原田生也君) 要望しておきます。

アサノポールの跡地の問題に關しては、現在建物も立っているし、営業もしている。それからコンクリートのポールもまだあそこに置いてあるし、又コンクリートのカスもたくさんある。これを操業停止と同時に完全にひとつ片づけて使用できる土地として引き渡していただくように特に注意をしていただくたい。

それから職員の件でございますが、さういふものが出ないよう、ひとつ監督を市長は

次に市民のサービスの件についても、いろいろ行き違い、食ふ違いがあるかと思ひますが、しかし、これは市民に対してサービスをするとするといふ条件で昼休みの窓口をやっている人でござい、ますから、納得のいくようなやり方サービスを考えろ。人員配置についても昼休みに臨時的な職員だけを回す、いように、だれが行つてもわかるようにひとつ手配をきちつとしていた方がいい。ヤク要切主をしていただきます。

それから都の補助金についても福生市の場合に非常に補助金が多いし、又、現在、区画整理事業もやっている。下水道事業もやっている。その中で、自分のところの財政はまあまあ何とか、いっているんだと、う形でも、東京都の、う補助金、都の財政の大幅に巨額に赤字のために圧迫を受けると、いうことも十分考えられるわけです。ですから、もう、う点についても十分検討して、健全に財政運営をやっていただく、という事です。

以上、要望として、私の質問を終わります。

○十二番（貫井喜代次君）　また、いまの一般質問に対する締のくくりでできてないと思います。　「要切をしますと言われたから」と呼ぶ者あり　いや、要望しますの前に資料提出を

（要切望しますと言われたら「ら」と呼ぶ者あり）
いや、要切望します^{その}前に資料提出を

求めて、ただ発言者と部長の間で了解ができておりますけれども、資料を出すか出さずか、というところを議会にゆだねてほしいと思ひますが、いかがですか。

○議長（岩田 博君）　ただいま原田議員の質問のうち本会期中に資料を提出せよといふことに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」「おれい」「会期中に出すのか」その他発言する者多し)

○十二番（買弁喜代次君） 先ほど浅見部長より、今会期中には出せるだろうというふうなことの発言があったので、原田議員もそれを承けて、いろいろでした。したがって私が申し上げたのは、質問者とした部長との二人だけのこれだけの解で、議会としてはまだどういうふうにもその資料を出すかとか、いろいろいんで、いろいろか、いろいろ意見はまだ出て、いろいろおわりますから、ここを出すだけ出す。それを、出すかというふうなことを決めてもらえばいいんです。

○議長（岩田 博君） たゞ、この貫井議員からありました地方債の資料提出いふのでしようか。

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。 それではさうくさせていただきます。 ただい
ま原田議員よりの地方債の資料を本会期中に提出するやうに担当部にお願いたします。
次に二十番宮沢良一君。

(二十番 宮沢良一君登壇)

○二十番(宮沢良一君) 貴重時間をおかりし一般質問をさせて頂いたと思います。

石油ショック以来、ますます低成長時代の荒波が治まらずどこも自治体でも大変な財政困難であります。にもかかわらず福生市におうけ毎年建設のつら音高く、名実ともに市の風格と着実に築き上げています。しかも後世に残る偉大な事業ばかりであり、市長と中心にみごとチームプレーの成果だと、心から敬意と、そして深く感謝を申し上げる次第でございます。

最初に福祉会館改築についてでございますが、市長は、現在の福祉会館を福祉の殿堂にして、いたとよく申されておりますが、大変結構なことでありまして、又ぜひそのようにお願いしたいと思っております。

しかしながら、市長にお尋ねいたしますが、改造して果して現在ある福祉会館の面積で納まるのかどうか。現在、老人会の方々の使用、最近では身障者の方、母子家庭の方々等が利用されておりますが、それに、去年六月定例会の一般質問で、指田議員に対する市長の答弁で、「身体障害者の作業場の設置をしたい。」それからや田議員の一般質問での寝たきり老人の一時預かり制度等も「中央図書館建設の晩は現在の福祉会館の中に何ベッドを設置

くのバ理想的である。」と答弁をされております。その他福祉に「揺りかごから墓場まで」と言われて、います。慶弔の場をぜひ設けていた方がいいと思っております。この点、市長初め担当部長付どのように考えておられるのか。又、市長の言われる福祉の殿堂たる構想をお聞かせ願いたく思います。私は、改造してみごとく福祉会館に生まれ変われば言うことはあります。せんが、工事費ばかりで、中途半端な福祉の殿堂になりはしないか、この点心配に付かわりてでございます。福生市は他市も知らず市民会館が建設され、利用度も多く、興業もよく、他市にまで「場所・福生市民会館」などとポスターが張られ何となく福生市民の誇りさえ感じるときがあります。又体育館等も市民の健康づくりの場として利用度が高く、そして地域のコミュニティの場として地域会館が着々と整備保健健康センターも近々完成、そして、中央図書館が建設されようとして、います。市長、いかに「これ又ふるさとの味をたどり味わい、親しみのあるリッパな物を造りたい。」と申されておりますが、市民といたしましても、いかに大変な期待をいたしております。中央図書館が完成すれば、大体建物、いわゆる器付もつたように思われます。最後に、市長の言われる福祉の殿堂を、改築でなく、新しく、先ほど述べた一つ一つのリッパな建物に調和のとれた、ちよつとした日本庭園をのびのびと将棋、碁などの楽しめる、又、さきに言いました身体障害者の

(松山)
一般質問
(宮沢)

作業場、寝たきり老人の一時預かり所、それに慶弔の場等も含めた福祉会館建設を強く望むものでございます。理事、若におかれましては、どうか期待でございます。前向きな御答弁をお願い申し上げます。次に移らせていただきます。

二点目といたしましては、老人世帯に対する住居保護制度並びに民間アパート経営者協力奨励制度でございます。

昭和四十九年に福生市福祉課で心身障害者にアンケートをとりましたところ、一に住宅、二に医療、三に職業という答えが出たそうです。何年か前、郡の一般アンケートでも一に住宅、そして医療、物価の順でございました。私も友人に頼まれ三DKを探しておりました。日本人向け一軒家は二DKが主で、DKがありません。最近ハウスメイト日本人に付貸したばかりで、子供を抱えた人バ二DK以上の一軒家を探すには大変なことであり、仮に二DKでも子供がいるとDKが貸したばかりで、そうかと言って子供なしの老人世帯でも敬遠されるという。お年寄りに「どちらへお勤めですか。子供さんはどちらにいらっしゃるのですか。と、いう質問された上、申しわけないんだけれどと断られては本当に情けなくなりましたよ。」と言われていました。したがって一人借りたら少々高くてもござんし、又二年ごとに家賃を上げられても耐えなければならぬという、若い人なら

ともかく、いままでという御苦労されたお年寄りに対し本当に気の毒だと思います。

「郡民住宅も申し込めますが、昔と違って抽選でないので少しは希少品で持てるようになりまして、もしもですが、DKが順番で回ってきません。市営住宅の建てかえは、いつかでしょう。

早く建てかえて私らみたいな若者を優先に入れてもらえんかね。」といううけ会話がなされて

たが、私は、郡内のある区で一人暮らしの老人の調査で、対象六十五歳以上一千七百四十九人、回答率九三%で、そのうち持ち家者は六百七十七人、四一・四%、借家住宅の人は

百八十五人で一一・三%、公営住宅に住んでいる人六十人で三・三%、民間アパートに住んで

いる人は四百六十九人で二八・七%、間借り住宅は百九十三人で一・八%、その他五十人で

三・二%で、持ち家者と公営アパートに住んでいる人の合計は七百三十七人で四五・一%であ

り、残り八百九十七名、したがって五四・九%の方々は生活の基盤とも言える住居に悩み苦しんで

いる実態が明らかになりました。この間も二DKで新築した家が四万五千円だと言

っておりまして、借りる例にとっても大変なことですよ。そして老後と年金等で暮らしてお

られるお年寄りにとってとても借りられませんか。したがって、住む権利を奪われかね

ないものですよ。今日の住宅状況にあつて、社会的弱者と言われる老人世帯、まず六十五

歳以上に対し住居費を補助し、なお家主側に対しては奨励金等を出して入居を拒否